特集 介護を知ろう！

介護は精神的にも肉体的にもでも情報を知り、男女がともに、組めるようになったらいいです

重労働です。少し上手に介護に取りね。

介護保険のサービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要」と認定されることが必要です。認定されると下図の手順でサービスを利用できるようになります。詳しくは、介護保険課（☎534-6111　内線2183～2195）までお問い合わせください。

介護サービスを利用するまでの流れ

①申　請

●直接申請
本人または家族
（各支所・地域出張所でも受け付けています）

●代行申請
本人または家族の代わりに申請手続きをしてくれる事業者

介護保険課窓口で申請受付

ご本人が入院している場合は、事前にご相談ください。

②要介護認定

訪問調査

居宅を訪問し、心身の状況について、本人や家族から聞き取り調査をします。

コンピュータ判定（一次判定）

特記事項

医師の意見書

介護認定審査会

訪問調査結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家（5名）で構成される介護認定審査会が審査・判定をします。（二次判定）

要介護認定

介護認定審査会の審査・判定結果を受けて大分市が介護認定をします。

- ●要支援
- ●要介護1
- ●要介護2
- ●要介護3
- ●要介護4
- ●要介護5
- ●非該当（自立）

③認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市から認定結果を通知します。

非　該　当

高齢者福祉のサービスを受けられる場合があります。

④サービスを選択

■居宅サービス
自宅での訪問サービスや施設での通所サービスを利用できます。

■施設サービス
施設に入所してサービスを受けます。
※「要介護1」以上の人が利用できます。

⑤介護サービス計画の作成

介護支援専門員（ケアマネージャー）本人の心身状態や希望をもとに、介護サービス計画（ケアプラン）を作ります。また、一定期間ごとに介護サービス計画（ケアプラン）の見直しも行います。

⑥サービスの利用

介護サービス計画にもとづいてサービスを利用します。原則として費用の1割を利用者にご負担いただきます。

一定期間ごとに見直し

ケアプランの実行

更　新

認定の有効期間は原則6ヶ月です。引き続きサービスを利用したい場合には、有効期間満了前に更新申請をしてください。
更新申請の方法は、現在利用中の居宅介護支援事業者・介護保険施設に相談してください。

変　更

心身の状態が悪化したときなど介護の必要度に変化があった場合は、変更申請をしてください。

ひとりで頑張らないで・・・

義母の介護を始めて20年とおっしゃる大分市古国府の牧三千子さんと、介護を経験されたあと社団法人「呆け老人をかかえる家族の会」大分県支部の代表世話人として頑張っていらっしゃる中野孝子さん、事務局長の藤田淳子さんにお話を伺いました。

牧　三千子 さん

介護で大変なことは、心がけていることは？

今はもう落ち着きましたが、最初の頃は、痴呆の症状がすすんでいくのに身近な人はわかってくれない辛さがありましたね。徘徊もあり、夜も眠れない日々がありました。

一日のうちに自分の時間を一時間でも持つことが大切だと思います。よく、土いじりをしています。（笑）それからやはり「家族の会」との出会いですね。同じ修羅場をくぐり抜けてきた同志という感じで、話をしていて癒されます。

牧さんの在宅介護に対する思いは？

今、4世代で住んでいます。孫が義母の元気のもとのようですね。幸いなことに義母は、アルツハイマーというだけで他は健康です。いろいろありましたが、今では私の姿が見えないと落ち着かないようです。身の回りの細部にわたってお世話ができるので、このまま医師の手が必要でなければ、家で看ていきたいと思います。義母がいろんな人に出会わせてくれているような気がします。

代表世話人 中野 孝子 さん

この「家族の会」についてお知らせください？

1980年、介護家族と呆けの問題に関心を持つ人々により京都で結成された全国的な団体です。呆けの人と家族を支え、呆けても安心して暮らせる社会をめざして様々な活動を行っています。大分地区では、大分県社会福祉介護研修センターで偶数月の第4水曜日10時から12時まで痴呆相談及び集いを開催しています。午後は介護体験談等も行っています。ひとりで悩まないで、本音で語り合える仲間がいます。話すこと・聞くことでまた介護に頑張れるのが「家族の会」のいいところです。

事務局長 藤田 淳子 さん

アドバイスをお願いします。

痴呆は、常識では理解しにくく、ある程度の勉強が必要です。痴呆のごく初期には病識があり、自分でもおかしいと思っています。物忘れが激しい時には、上手な誘いかたで専門の病院を受診しましょう。痴呆に効く薬がありますし、適切なケアで進行を遅らせることもできます。

※「呆け老人をかかえる家族の会　大分県支部」　連絡先：代表世話人　中野　孝子　TEL 595-1778

●ローテーションでの在宅介護

大分市金池南の鎌田熊夫さんの場合

平成12年に単身生活していた鎌田さん（当時92歳）は脳内出血で倒れ、療養中に脳血管性痴呆となりました。そこで、ご家族の方は在宅介護にするか施設に入れるかを話し合った末、3人の子ども夫婦によるローテーションでの在宅介護がスタートしました。ご家族の皆さんにお話を伺いました。

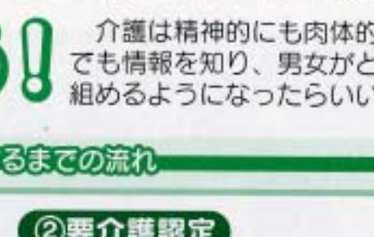

～鎌田熊夫さんを囲んで～

◎在宅介護ローテーションとは

◇ローテーションの内容

- 主に（火曜日）10:00～（金）10:00は長男宅で介護、（金）10:00～（火）10:00は実家で二男夫婦が介護
- （土）・（日）の夕食は長女夫婦（南大分在住）が持込み、介助
- （月）・（木）・（土）のデイサービスの入浴・昼食は二男が付き添い
- （火）は訪問リハビリ、2～3週に1回（金）は訪問医療を受ける

はじめに、大分県社会福祉介護研修センターで研修を受けました。実家（二男夫婦が茨城県から駆けつけ滞在）と隣接する長男夫婦の家を車椅子が通れる幅の渡り廊下でつなぎ、いつでも行き来できるようにしました。

2箇所で介護するため、環境の変化による父の戸惑いはあります。また、介護する側の自立支援のとらえ方も意思統一の難しさはありますが、皆が健康に留意して支えていきたいと思います。

◎介護保険のサービスについて

サービスの中で「入浴介護」は大変助かっています。女性や高齢者だけではとても無理だと思います。ただ、制度の本意を知らず、受ける側が無いものねだりをしたり、利用できるものは何でも利用しようと、権利ばかりを主張する人も見受けられるのは残念だと感じています。